

令和3年(2021年)3月24日

つくば市教育委員会  
教育長 森田 充 様

つくば市学区審議会  
会長 藤井 穂 高



通学区域について (答申)

令和2年(2020年)10月8日付け2つくば教学第731号により諮問のあった3件の事案について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり意見を取りまとめましたので答申いたします。

## つくば市学区審議会答申

はじめに

つくば市学区審議会（以下「審議会」という。）は、つくば市教育委員会の委嘱を受けて、令和2年10月8日に発足し、同日付け2つくば教学第731号によって、次の3件の事案について、諮問された。

諮問事案1（仮称）研究学園小学校、研究学園中学校開校に伴う通学区域について  
諮問事案2（仮称）香取台地区小学校開校に伴う通学区域について  
諮問事案3（仮称）みどりの南小学校、みどりの南中学校開校に伴う通学区域について

つくば市教育委員会が令和2年（2020年）3月に策定した「つくば市学校等適正配置計画（指針）」では、第一期（令和元年度～令和5年度）の取り組みとして、今回の諮問事案が、早急に対応する必要がある課題となっていた。

これを受けて、本審議会は、

第1回会議（令和2年10月8日開催）：諮問理由と事務局案の説明  
第2回会議（令和2年11月17日開催）：事務局案に対する意見集約  
第3回会議（令和2年12月25日開催）：事務局案に対する意見集約  
第4回会議（令和3年2月9日開催）：答申案について  
第5回会議（令和3年3月24日開催）：答申案について  
を経て結論を得たのでここに答申する。

# 1 諮問事案 1（仮称）研究学園小学校、研究学園中学校開校に伴う通学区域について

## (1) 諮問理由及び通学区域案

（諮問理由）

つくばエクスプレス沿線開発地区である葛城地区内に、令和 5 年 4 月に（仮称）研究学園小学校研究学園中学校が開校予定であり、学園の森義務教育学校の通学区域を分割し、新たに通学区域を設定する必要があるため

（通学区域案）

学校名	通学区域
（仮称） 研究学園小学校	研究学園一丁目 研究学園二丁目 研究学園三丁目 研究学園五丁目（1 番地から 18 番地） 学園南一丁目 中東原新田面野井（県道土浦坂東線エキスポ大通り北側）
（仮称） 研究学園中学校	（仮称）研究学園小学校区

## (2) 現状及び通学区域設定の考え方

つくばエクスプレスの研究学園駅を通学区域に含む学園の森義務教育学校は、つくばエクスプレス沿線の住宅開発に伴い、児童生徒数が近年は急激に増加している。引き続き住宅等の建設も予想され、大規模校化している学校は、より一層の大規模校化になると想定され、新たな学校の建設が必要な状況である。

（仮称）研究学園小学校、研究学園中学校は、令和 5 年 4 月に開校を予定している。建設地は、つくばエクスプレス沿線開発区域である葛城地区南部、研究学園二丁目地内にあり、現在は学園の森義務教育学校の通学区域内に位置する。

（仮称）研究学園小学校、研究学園中学校の通学区域を検討するに当たり、学園の森義務教育学校の通学区域を分割する方針とし、両校からの通学距離や通学経路、地域の地理的特性を中心に、両校の児童生徒数の推計値から通学区域を設定した。

## (3) 答申内容

諮問事案 1 については、慎重に審議を重ねた結果、諮問案のとおり設定することが望ましいと考える。

## 2 諮問事案2（仮称）香取台地区小学校開校に伴う通学区域について

### (1) 諮問理由及び通学区域案

（諮問理由）

つくばエクスプレス沿線開発地区である島名・福田坪地区内に、令和5年4月に（仮称）香取台地区小学校が開校予定であり、島名小学校の通学区域を分割し、新たに通学区域を設定する必要があるため

（通学区域案）

学校名	通学区域
（仮称） 香取台地区小学校	島名（香取台、諏訪） 水堀

### (2) 現状及び通学区域設定の考え方

つくばエクスプレスの万博記念公園駅を通学区域に含む島名小学校は、つくばエクスプレス沿線の住宅開発に伴い、児童数が近年は増えている。引き続き住宅等の建設も予想され、大規模校化になると想定されることから、新たな学校の建設が必要な状況である。

（仮称）香取台地区小学校は、令和5年4月に開校を予定している。建設地は、つくばエクスプレス沿線開発区域である島名・福田坪地区、香取台地内にあり、現在は島名小学校の通学区域内に位置する。

（仮称）香取台地区小学校の通学区域を検討するに当たり、島名小学校の通学区域を分割する方針とし、両校からの通学距離や通学経路、地域の地理的特性を中心に、両校の児童数の推計値から通学区域を設定した。

### (3) 答申内容

諮問事案2については、慎重に審議を重ねた結果、諮問案のとおり設定することが望ましいと考える。

3 諮問事案3 (仮称) みどりの南小学校、みどりの南中学校開校に伴う通学区域について

(1) 諮問理由及び通学区域案

(諮問理由)

つくばエクスプレス沿線開発地区である萱丸地区内に、令和6年4月に(仮称)みどりの南小学校、みどりの南中学校が開校予定であり、みどりの学園義務教育学校の通学区域を分割し、新たに通学区域を設定する必要があるため

(通学区域案)

学校名	通学区域
(仮称) みどりの南小学校	中野 片田 西栗山 飯田 根崎 みどりの東 みどりの南 みどりの中央 51 番地以降
(仮称) みどりの南中学校	(仮称) みどりの南小学校区、谷田部南小学校区

(2) 現状及び通学区域設定の考え方

つくばエクスプレスのみどりの駅を通学区域に含むみどりの学園義務教育学校は、つくばエクスプレス沿線の住宅開発に伴い、児童生徒数が近年は急激に増えている。引き続き住宅やマンション等の建設も予想され、より一層の大規模校化になると想定されることから、新たな学校の建設が必要な状況である。

(仮称) みどりの南小学校、みどりの南中学校は、令和6年4月に開校を予定している。建設地は、つくばエクスプレス沿線開発区域である萱丸地区南部、みどりの南地内にあり、現在はみどりの学園義務教育学校の通学区域内に位置する。

(仮称) みどりの南小学校、みどりの南中学校の通学区域を検討するに当たり、みどりの学園義務教育学校の通学区域を分割する方針とし、両校からの通学距離や通学経路、地域の地理的特性を中心に、両校の児童生徒数の推計値から通学区域を設定した。

### (3) 答申内容

諮問事案3については、慎重に審議を重ねた結果、中野、片田、西栗山、飯田、根崎、みどりの東、みどりの南については諮問案のとおり設定することが望ましいと考える。

ただし、飯田、根崎、みどりの東地区については、児童の就学について、次のような配慮を望みたい。

飯田、根崎、みどりの東地区は、（仮称）みどりの南小学校より谷田部南小学校の方が近いことを考慮し、諮問案のとおり（仮称）みどりの南小学校の通学区域とするが、保護者が谷田部南小学校への就学を希望する場合には、学区外就学により柔軟に対応していただきたい。

みどりの中央51番地以降については、諮問案では（仮称）みどりの南小学校、みどりの南中学校の通学区域となっているが、みどりの学園義務教育学校は同じ行政区内（みどりの中央）に設置されている学校であることを考慮し、みどりの学園義務教育学校の通学区域にすることが望ましいと考える。

### (4) 付帯意見

- 1 みどりの学園義務教育学校は、（仮称）みどりの南小学校、みどりの南中学校開校後も大規模校で推移することから、新たな学校用地の確保等、適正規模に向けた対策を検討すること。
- 2 新たな学校の建設に伴う学区を設定する際には、通学距離及び小中一貫教育に配慮しつつ、隣接する学校関係者等を含めた審議会を開催すること。

おわりに

今回の諮問事案については、学校新設に関し新たに通学区域の設定を検討するものであった。本審議会では、委員による審議のほか、各学校のPTA役員や保護者の意見等も参考に答申を作成した。

学校の新設に伴う新たな通学区域の設定については、一方の学校に児童生徒が偏らないよう、通学区域の原則を尊重しつつ、通学路の安全を確保するとともに、学校の標準規模の維持に努めていただきたい。

なお、児童生徒の就学については、進路指導や部活動、教育的環境に配慮した柔軟な対応をお願いしたい。通学区域の弾力的運用や学区外就学による柔軟な対応を行うに当たっては、学校が地域コミュニティの形成に重要な役割を担っていることを考慮する必要がある。

児童生徒や学校を取り巻く教育環境は常に変化している。市内には今後も、つくばエクスプレス沿線開発、公務員宿舎跡地での再開発、市街地開発などにより、人口の増加が見込まれる地域があり、逆に人口が減少していく地域も存在する。それに伴い学校の新設、学区変更などが必要となってくる。

児童生徒や保護者にとって、通学区域が変わることによる影響は大きなものがある。教育委員会は、その不安を少しでも軽減していくために、地域住民や保護者等に丁寧な説明を行うとともに、児童生徒の良好な教育環境が確保されるように努めてもらいたい。